



議案第二百二十五号

財産区管理会条例の一部改正について

次のとおり財産区管理会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年十二月二十三日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年 養育露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

財産区管理会条例の一部を改正する条例

財産区管理会条例（昭和三十五年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「地方自治法第二百九十六條の三第一項及び第二百九十六條の四第一項の規定に基づき」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十六條の二第一項、第二百九十六條の三第一項及び第二百九十六條の四第一項の規定に基づき」に改める。

第三條中「但し」を「ただし、」に改める。

第四條第一項中「有するもの」を「有する者」に、「中から」を「うちから」に改め、同條第二項中「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同條第四項中「有するものは」を「有する者は」に、「部落毎」を「部落ごと」に、「有するものの中」を「有する者のうち」に改め、同條第五項中「行すべき事由」を「行なうべき理由」に、「行わせ」を「行なわせ」に改め、同條第六項中「もの」を「者」に改め、同條第七項中「外」を「ほか」に改める。

第五條第一項中「有する者でない」を「失つた」に改め、同條第二項中「委員は第七條

第二項」を「当該委員は、第八條第二項」に改める。

第六條第一項中「中から」を「うちから」に改め、同條第三項中「欠けたときは」の下に「、あらかじめ」を加える。

第八條第二項中「但し」を「ただし、」に改める。

第九條を削る。

第十條各号列記以外の部分中「営造物の管理又は」を「公の施設の管理及び」に改め、同條第一号中「営造物全部の」を「公の施設の全部を」に改め、「処分」の下に「すること。」を加え、同條第二号及び第三号中「営造物」を「公の施設」に改め、「処分」の下に「をすること。」を加え、同條第四号中「営造物」を「公の施設」に改め、「変更」の下に「をすること。」を加え、同條第六号中「営造物」を「公の施設」に改め、同條を第九條とする。

第十一條中「外」を「ほか、」に改め、同條を第十條とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。